平成２４年（フ）第４１３６号
大阪府箕面市牧落５丁目５番32号
破産者　株式会社ノーブル建築工房
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３号
大阪府河内長野市本町29番29号
破産者　株式会社千福電気工業社
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
堺市西区鳳北町７丁20番地
破産者　株式会社フリーダム
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
北海道室蘭市日の出町２丁目３番１号
破産者　丸実進栄運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５４２０号
東京都品川区大崎５丁目８番５号
破産者　ファーストハウジング株式会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４２１号
東京都品川区西五反田２丁目10―８―407
破産者　鮫島富士男
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７５号
神奈川県川崎市多摩区登戸新町83番地　ＮＫスクエア301号、開始決定時の住所東京都練馬区羽沢２丁目１―１―201
破産者　福嶋　信明
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３７号
東京都立川市富士見町３丁目５番１号フレグラントオリーブ206
破産者　古家　秀行
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２７号
横浜市鶴見区栄町通４丁目47番地１
破産者　株式会社シーライフ
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１８号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目17番地１
破産者　スズキモール横浜有限会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９号
長野県上田市御所356番地５
破産者　有限会社青島タイル
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２４７号
京都府城陽市中芦原７番21
破産者　株式会社小宮鉄工
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８７７号
京都府八幡市下奈良宮ノ道19番地の１
破産者　株式会社フュージョンワールド
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
島根県大田市大田町大田ハ108番地１
破産者　有限会社和田食品
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４９号
島根県大田市大田町大田ロ930番地２
破産者　協同組合大田ショッピングセンター
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１８号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲1640番地
破産者　前川　武彦
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２２２号
佐賀県西松浦郡有田町稗古場２丁目３番26号
破産者　原田　哲也
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２２９１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈202番地１
破産者　須賀　慶二
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８号
福岡市東区青葉３丁目29番５―２号
破産者　岩本　　剛
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３１号
福岡県太宰府市観世音寺６丁目７番３号
破産者　森田　淳二
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７６号
宮城県岩沼市吹上１丁目15番42号
破産者　関野紀美子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係